

平成24年度税制改正 主要要望結果の概要**I 国税****1 社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税〕**

地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第一（公共法人の表）、登録免許税法別表第二（非課税法人の表）、消費税法別表第三及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に追加する。

II 地方税**1 社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設〔法人住民税、事業税、事業所税〕**

地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）について法人事業税の非課税措置を講ずる。

2 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（消防関係）〔軽油引取税〕

適用期限を3年延長する。

〔今後の検討事項〕**関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設**

郵便貯金銀行及び郵便保険会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行う。

平成24年度税制改正大綱（抜粋）

I 国税

1 社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税〕

1. 個人所得課税

(4) その他

〔国税〕

- ② 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）を所得税法別表第一（公共法人等の表）に追加します。

2. 資産課税

(4) その他

〔国税〕

- ③ 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）を登録免許税法別表第二（非課税法人の表）及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に追加します。

3. 法人課税

(6) その他

〔国税〕

- ① 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）を法人税法別表第一（公共法人の表）に追加します。

4. 消費課税

(4) その他

〔国税〕

- ② 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）を消費税法別表第三に追加します。

II 地方税

1 社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税〕

1. 個人所得課税

(4) その他

〔地方税〕

- ② 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）が支払を受ける利子等については、利子割を課さないこととします。

3. 法人課税

(6) その他

[地方税]

- ① 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）について法人事業税の非課税措置を講じます。

2 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（消防関係）〔軽油引取税〕

4. 消費課税

(3) 租税特別措置等

[地方税]

(延長・拡充等)

<軽油引取税>

- ① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長します。
- ⑤ 消防庁及び地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長します。

〔今後の検討事項〕

関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

7. 検討事項

[国税・地方税共通]

- (3) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行います。

※ 項目名（太字ゴシック体）については総務省において補ったもの。